

## 第2回岩手県犯罪被害者等支援審議会議事録

開催日時：令和6年10月30日（水）14：00～16：25

開催場所：岩手県盛岡地区合同庁舎8階講堂B

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 第1回審議会における論点整理について
  - (2) 岩手県犯罪被害者等支援計画（仮称）素案について
- 3 その他
- 4 閉会

### 【議事録】

#### 【事務局】

村井委員は若干遅れるという連絡を頂戴しておりますので、お時間となりましたので、始めさせていただきます。只今から、第2回岩手県犯罪被害者等支援審議を開催いたします。本日司会進行を担当します菊地と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、委員の出席状況についてご報告いたします。本日は委員10名のうち9名の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、犯罪被害者等支援条例第14条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、前回の審議会を欠席された岩手県町村会参与事務局長佐藤修委員を御紹介いたします。佐藤委員は、昨年の岩手県犯罪被害者等支援のあり方検討会議から引き続きとなります。佐藤委員、一言挨拶をお願いいたします。

#### 【佐藤委員挨拶】

町村会の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

改めてよろしくお願いいたします。また、本日は警察本部から県民課被害者支援室長の築場様、同じく被害者支援補佐の金様に出席いただいております。

次に会議の公開について説明いたします。審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議は原則的に公開することとされておりますので、ご了承願います。また、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、併せてご了承をお願いいたします。

	<p>報道機関の皆様や、傍聴者の皆様におかれましては、会議の支障になる行為がないよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以降の議事につきましては、山口会長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
【山口会長】	<p>改めまして、よろしくお願いいたします。</p> <p>今日の審議会の意見を踏まえて、次回、約1カ月後に第3回審議会があって、答申と併せて計画自体が作られていくということになるのですが、おそらく第3回、今日の第2回から第3回までも期間が短いのですが、第3回から議会に出すまですごく時間がないところかと思っておりますので、出し惜しみしているとなかなか意見が反映されないということがありますので、今日の時点から積極的にご意見を頂戴できればと考えております。</p> <p>あんまりしゃべると時間がそれこそなくなりますので、議事の方を進めて参りたいと思います。</p> <p>まずは、議事（1）第1回審議会における論点整理について、事務局から説明をお願いします。</p>
【事務局】	【資料1「第1回岩手県犯罪被害者等支援審議会の論点整理」について説明】
【山口会長】	<p>今の犯罪被害者審議会の振り返りですけれども、委員の皆様、ご自身の意見ずれ、ご質問等あれば、よろしくお願いいたします。</p> <p>この点は大丈夫そうでしょうか？</p> <p>【意見なし】</p> <p>はい、では次に進んでまいります。</p>
【事務局】	<p>【資料2-1「岩手県犯罪被害者等支援計画（仮称）素案の概要」について及び資料2-2「岩手県犯罪被害者等支援計画（仮称）素案」について説明】</p> <p>【村井委員出席】</p>
【山口会長】	<p>はい、ありがとうございます。第1回の審議会での意見を中心にご説明いただきましたが、全体でやってしまうと、なかなかご意見の収集がつかないかと思っておりますので、資料2の素案の中で形式的な部分にはなってくるかと思っておりますが、まずは第1章、計画の基本的事項までのところでご意見、ご質問等あれば聞かせていただきたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>

<p><b>【尾崎委員】</b></p>	<p>2点あります。1点目は4か年という基本計画の期間とした根拠を教えてくださいいただきたいということ。</p> <p>私が思いますのは、やはり岩手県内、これから市町村の条例が作られていく中で、次回の第2次計画を考えると、4年というのは期間が少し間が空きすぎているのではないかと。最低でも3年もしくはもうちょっと見直し期間を考えた方がいいのかなというふうなところを感じているところですが、おそらく市町村の状況によって変わってくるだろうというところで一番懸念される場所です。</p> <p>あと、もう1点ですが、進行管理のところでございますが、どのように実施状況を点検検証されるのかという点です。何かこう目標、例えば自治体によっては、数値目標ですね。何年までに何市町村で条例を制定するなどの数値目標を定めていらっしゃる計画というのも昨今では見られますが、それについてのご検討いただきたいなということでございます。</p> <p>私から以上です。</p>
<p><b>【事務局】</b></p>	<p>消防安全課県民安全担当をしております木村と申します。よろしくお願いいたします。尾崎委員から2点ご意見いただきました。まずは計画の期間についてでございます。4か年という計画期間を設定しましたのは、県の上位計画に岩手県民計画というのがあります。それが2028年度までの計画となっております、その終期に合わせますと令和7年から4年間、2028年まで4年間という経過期間になることから4年としております。</p> <p>また、様々な他県の計画、それから国の基本計画なども参考にしましたが、例えば国の計画は5か年計画であります。他県の計画でも3年から5年というのが大体で、4年5年という計画が多かったというところも参考にし、この4年という計画期間を設定しております。</p> <p>続きまして、進行管理についてでございますが、委員からご意見いただきましたとおり、数値目標を定めた方がその進行管理が明確になるというところは検討してございます。実際には、現行、政策推進プランという計画がありまして、その中で犯罪被害者の支援に関する指標というのが別にございます。ただし、その指標が一般的なその理解促進のための講演会の参加数ですとか、あと、はまなすサポートの窓口の相談した人の割合とか、そういった抽象的なもの設定しており、現時点でそれが成果指標として計画の中に定められているものですから、それ以外の目標を個別計画の中で設定するのがちょっと難しいかなというところなんです。</p> <p>あとは他県の計画の中で目標設定している県の事例も参考に、我々も研究してみましたけれども、やはりその指標として支援センターの相談窓口の認知度ですとか、研修の参加数とかそういった抽象的なものが多く、そういう指標を立てるよりは、全体的なこの計画に盛り込んだ具体的施策の</p>

	<p>進捗状況をしっかりに行い、毎年度公表するという方が現実的であるという判断から具体的な指標は設けず、全施策についての進捗状況を公表するという方で考えているところであります。</p> <p>なお、市町村の条例制定数を指標とするのご意見でございますけれども、市町村の条例制定、確かに本県はゼロでありますので、それを伸ばしていくというのは非常に重要な視点であります。条例制定の動きは市町村が主体的にやるものでありまして、それを指標にするというのは難しいのではないかと判断から、それについては、計画の中の数値目標とすることは難しいと判断している状況です。</p> <p>以上です。</p>
【尾崎委員】	<p>条例制定の方向性については、少なくとも、目標としてどこかに掲げるべきだと思うんですけど、別に地方自治で広域自治体と基礎自治体の関係性を考えても、目標であって指示をするわけでもなく、何らかの方向性を示すということで、岩手県としては全市町村での条例制定を目標にしていますというところは掲げて良いのではないと思います。そして、それに向かった支援体制、財政的な支援体制等というところも掲げるべきだと思っておりますので、ちょっとそこはもう少しご検討いただきたい。</p>
【事務局】	<p>分かりました。それについて検討はしておりますけれども、ここでやるやらないという判断はできませんので、ご意見として伺っておきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
【小田委員】	<p>点検とか数値目標もですけど、こういったパブリックサービスにおいては調査研究ということもやはり進捗状況で大事だと思います。その辺についての具体的なところはまだということだと思いますが、そうしたことに長けた専門家にアドバイザーになってもらうというのも、自殺であるとか、そういったことでは他の県でもやっていますので、そうしたことも考えてみてもいいのではないかとというのが私からの一つの意見です。</p>
【事務局】	<p>ありがとうございます。</p>
【山口会長】	<p>2つご指摘がありました、まず計画の期間、4年というのが少し長いのではないかと、皆様からご意見ありますか。</p> <p>【意見なし】</p> <p>ここでご指摘があるとおり、計画の期間内であっても見直しは適宜というふうにはなっているんですけども、ある意味では、強制的に見直さなければいけない期間が今は4年、それをもっと本当3年にすべきなんじゃないかと、ひとまず初回なので4年で今回はいいのではないかと、その辺りご意見があればと考えています。</p>

【尾崎委員】	<p>おそらくその後の議論するなかで、割と抽象的な内容が計画の中に書かれていると思いますので、これからもっと明確に具体化するのであれば4か年計画でいいと思うんですが。市町村の支援というところも、市町村の出方を見ているというような計画に読めるので、そのあたりとも関連すると思います。</p>
【山口会長】	<p>抽象的な話の段階のように思われているかもしれませんが、今後の流れという意味では大事な部分なのかなと思いますので、少し時間をとらせてもらっております。</p> <p>畑山委員にご意見を伺ってみたいのですが、市町村の立場として、県の方である程度具体的な目標とか、あとは年数をきってどんどん具体的にしていって、期間を短くした方が市町村としては支援に関わっていく契機みたいなきっかけになるということなのか、それともあまり強制的にやられると逆に反発があるという部分なのか、その辺りのニュアンスを教えてくださいませんか。</p>
【畑山委員】	<p>私もちょっと最初4年って見た時に、あれ、前回ちょっと4年という説明があったかなどうかなと思ってですね。ただ、県民計画との兼ね合いという、岩手県さんの、上位計画との兼ね合いというのも自治体としてはあるのかなというふうには思いますけれども。各市町村がそれに従ってやっていくというところで言いますと、4年は中途半端というか、5年とか3年とかそういうふうなものはありますけれども。ただ各市町もこれから条例を作っていきますので、岩手県さんの計画を適正に、計画の期間というよりは、その適正に状況によって、県内の状況によって確実に見直していただけるということであれば、あまりその4年の期間というのはこだわることではないかなというふうに思います。</p>
【山口会長】	<p>もう1点の方についてもご意見を伺いたいのですが、進捗状況というかその管理の中で数値目標のようなもの、はっきりいうとどのみち100パーセントを目標にするという市町村の条例制定、100パーセントを目標にするという話になるのですけれども、それを明確に定めてもらった方が市町村は動きやすいのかという、盛岡市さんに関しては動いているのであれですけれども、他の市町村さんはどう思うのか。</p> <p>佐藤委員に聞いた方がいいですかね。</p>
【佐藤委員】	<p>町村会の事務局としては、市町村の条例の状況を把握していないので、何とも言えませんけれども、いずれ全市町村に整備すべきだと思っていますので、早いに越したことはないと思います。ただ、4年計画は普通なのかな、というイメージはあります。</p>

【山口会長】	この数値目標的なもの、目標を具体的に定めた方が、市町村での優先順位を高めやすいとか、そういう事実上というものがあるかどうかはわかりますか。
【佐藤委員】	市町村もその温度差があると思うので、盛岡市さんはもうそれに向かって進めていますけども、他の市町村ではまだまだと思うので、そこは県の方で研修会なり、何なりを実施していただくなり、説明会をしていただくなり、そういう取り組みをしていただければ、市町村としては早く制定できるだろうなという感じはいたします。
【山口会長】	佐藤委員のご意見としては、計画での目標の定め方というよりも、実際に研修や広報等をしていくことの方が重要性が高そうだと。
【佐藤委員】	それも重要だと思います。
【山口会長】	<p>ちょっと私の方でコントロールしてしまいましたが、何か他に委員の皆様からありますでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p> <p>尾崎委員のご意見も踏まえると、計画の中に全市町村での条例制定、支援体制の構築を目指すというのが入るのであればそれが理想的だと思いますが、皆さんそれに対するご異論みたいなものはありますでしょうか。</p> <p>【異論なし】</p> <p>素案の中に入れ込んでいただけるかどうかは別問題として、答申の中ではそのような方向で考えたいと思います。すみません、ちょっと長くなりました。</p> <p>次はですね、今第1章のところでご意見を伺いましたので、何もなければ、第2章のところを見ていきたいと思います。</p> <p>資料でいうと4ページから。</p> <p>データの部分が主な部分かと思うんですが、これに関して、犯罪被害者の皆さんが抱える問題がありますので、この中で何かご意見、ご質問等あれば。</p> <p>4ページから11ページ。</p> <p>おそらく4ページから9ページのこのデータ部分はですね。よほど詳しい方でないという数字が違うというご指摘はないかと思いますので。10ページ、11ページの部分で。</p>

<p><b>【尾崎委員】</b></p>	<p>すみません、また口火を切らせていただきます。</p> <p>地方自治体による支援の計画というのであれば、やはり被害者の方が抱える問題として、生活上の問題というのが全く抜けているというのが問題だと思います。この後に、具体的な施策のところでもまたご指摘をするつもりですが、生活支援つまり、保健福祉という部門を使った支援という視点が、この計画からすっぽり抜け落ちているというように感じられましたので、ご指摘させていただきます。</p> <p>後は、もう一つ、社会からの孤立というような二次被害とまでは至らないまでも、実はこれ、特に人口が少ない地域であると孤立しているところが非常に大きな問題になってくると思います。ですので、岩手県内の問題として、すみません、私もこの辺りは詳しくないので、ほかの委員の方にご意見をいただきたいのですが、地域社会での生活が難しくなったりとか、周りから距離を取られたり、あるいはむしろ被害者の方が責められてしまったりというような状況が、一定の地域では起こり得るということについても加筆いただければいいかなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>【山口会長】</b></p>	<p>2つご指摘をいただきました。</p> <p>他に委員からありますでしょうか。</p>
<p><b>【中谷委員】</b></p>	<p>これも具体的な取組の方には載っているんですけど、事業所の理解というのを上げていただければ。事情聴取とか裁判に傍聴しに行くとか休みです。休みを取れるようにということもなかなかまだ難しいということもありますし、そこには休みがもらえなかった、捜査機関が融通して時間外にしてくれたということもありましたので、それも問題に入るのかなというのと。</p> <p>もう一つはどう表現するか、まだ私自身はつきりしていないんですけども、ご遺族なんかではやはり被害者の兄弟姉妹の課題、今ちょっと全国でも扱っている兄弟姉妹、家族っていうとちょっとまた違うんですけど、兄弟姉妹もやはり支援の対象として、きちんと見ていくということが、ここには書いていただいた方がいいのかなという気がします。</p>
<p><b>【山口委員】</b></p>	<p>今お二人の委員から合計で4点についてご指摘をいただきました。</p> <p>生活上の問題、犯罪の被害に遭われてもしくはそのご家族が生活上の問題というのが発生してしまうのではないかと。それは、この段階で明記をするべきではないか。一つずついきましょうか。おそらく事務局としては、10 ページの括弧1の直接的被害と副次的被害のところの、副次的被害という部分に生活上の問題というのを検討されているのではないかなと思うんですが、尾崎委員からあえて今ご意見があったということは、これは別の分け方をして明記すべきなのではないかというようなご意見なんです。</p>

	<p>す。</p> <p>これについて委員の皆様ご意見はいかがでしょう。</p> <p>私個人の意見として言ってしまうと、直接的被害と副次的被害というところとちょっといかにもクールな整理の仕方に見えてしまうというのはあるのかもしれないと思います。尾崎委員のご趣旨だと、直接的被害と副次的被害という整理ではなく、例えば、精神的な被害と生活上の被害、精神的とか、身体的精神的な被害と生活上の被害というような分け方で整理していくようなイメージでいらっしゃいますか。</p>
【尾崎委員】	<p>はい、そうですね。おっしゃるとおりで、副次的被害というところにもやはり違和感がありまして、むしろ直接的被害を、例えば家族であれば直接的被害がなく、むしろ、いわゆるここで書かれていく精神的被害とかが書かれていくのが大きいのかなと思いますし、支援というところの優劣のつけ方のところにも違和感が少しあります。</p> <p>あと、先程も申し上げたとおり、まさにその自治体による支援の本丸であるところを副次的というような表現をしていいのだろうかというところも違和感があります。</p>
【山口会長】	<p>この中に、事務局の方から何かありますか。</p>
【事務局】	<p>頂いた意見につきまして、犯罪被害者等が抱える問題として、一般的なことで書いてしまっている部分があります。そこについて具体的に今ご意見いただいたところを踏まえて、少し整理をしつつ、かつ県内の問題というところの視点も含めて記載内容を少し充実させていくということで進めさせていただきます。</p>
【山口会長】	<p>2点目の社会からの孤立の部分のところも含めて。</p>
【事務局】	<p>はい。あと、中谷委員からありました事業者の理解も含めてですね。</p>
【山口会長】	<p>中谷委員に一つ確認させていただきたいことなんですが、特に御遺族で被害に遭われた方のご兄弟というお話がありましたが、念頭に置かれていたのは未成年でよろしいですか。</p>
【中谷委員】	<p>未成年ですね。</p>
【山口会長】	<p>大人であれば一般にご遺族といったときに支援に含まれているので。</p>
【中谷委員】	<p>事務局の方にお伺いしたいのですが、ここで記載をして、どなたに理解してもらおうと思っているのかっていうのがちょっと今思っていたんです。例えば行政の市町村の方々が読んで、こういう風な問題を抱えているんだなと理解していただくということを目的としているのであれば、尾崎先生とか私が言ったような、その具体的に挙げていった方がこういうことに対処していくのか、対処していきなきゃいけないのかというのを分かってもらえるのかなという気がしました。</p> <p>どうなんでしょう。専門家向けに書いているのか、それとも一般県民</p>



	向けに書いているのか、市町村の担当者向けに書いているのか。
【事務局】	誰向けに書いているというのは特にはございません。県の計画としてやはり自らまず被害者支援に取り組むに当たっての問題、それから必要性の整理という形で構成しています。ですので、それがしいては市町村の担当者や県民にも分かりやすい形というのが望ましいと考えています。
【中谷委員】	そうすると、犯罪被害者等支援って何なんだろう、どういうことが必要なんだろうというのを全くご存知でない方も見てわかるようにということを念頭に置いて書くという理解でいいですか。
【事務局】	そうですね。可能な限りそこは目指していかなければならないと考えています。
【山口会長】	<p>他に、委員の皆様、逆にこの今の流れに反対だというご意見があれば必ず言っていたらかないとこの審議会の意見のようになっていきますので、もしあればですね。大丈夫でしょうか。</p> <p>ちょっと1点だけ補足します。実際私ここにきて議論するまであまり考えていなかったんですが、直接的被害と副次的被害って、おそらく線引きはできないじゃないかと思っています。ある意味では生活に支障が出たり、何だったら二次被害を受けた者も直接と呼んじゃいけないのかっていう問題が出てくるように思っています。例えば災害の時の災害弔慰金も関連死はどこまでかみたいところ、へたに線を引いてしまうと支援が途切れてしまうことになりかねないので、やはり犯罪による被害っていう部分では線を引かない、つまり尾崎委員ご指摘の通り、精神的被害と生活上の被害みたいな、被害の種類に応じた分類だけをしてあげばいいのかな、というのが今の思いつく私の意見です。</p> <p>自分だけ意見を言って申し訳ないですが。何か。</p> <p>今、概ね10ページの犯罪被害者等が抱える問題というタイトルのところで議論していますが、支援の必要性11ページのところについては、何かご異論やご質問等がありますでしょうか。</p> <p><b>【意見なし】</b></p> <p>大丈夫そうですかね。</p> <p>はい、では、戻ってお話しいただいても大丈夫ですので、その際にはおっしゃってください。</p> <p>では、12ページ以降の第3章のところに入っていきます。</p> <p>12ページと13ページなんですけれども、これにつきまして委員の皆様からご意見等がありますでしょうか。</p> <p>12ページは前回から引き続きの整理の仕方なのであれなんですけれども、13ページの連携体制のイメージとかそのあたり。</p>

<p><b>【尾崎委員】</b></p>	<p>この図式は何か参考にされたところがあるのかってところからまず一つ確認なんですけど、どうしても我々が犯罪被害者の方々を支える連携体制を書くとき、被害者の方を中心に書いて支援の組織を外側に書くというのが割と私だと一般的に思いつく図式なんですけど、ちょっとその辺りがまずその図式化に違和感が一点あるのと、おそらくこの連携体制というのであれば、この後もまさに具体的な施策の中に出てくる調整会議というのが核になるはずで、なぜ核になる機関が一番外側に書いてあるんだろうという違和感を覚えておりますが、この辺りのこと、図式化のご説明までいただければと思います。</p>
<p><b>【事務局】</b></p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>まずこの図についてですけれども、実はこの図について、今年度岩手県立大学の学生と、犯罪被害者支援についてワークショップのようなものを開いております。その中でリーフレットを作ったのですが、その時に大学生の方とのワークショップの中で犯罪被害者を支えるという形でですね、この手が支えているというイメージで関係機関が支えるという図を作ったものです。大学生との共同で考えたものなので、それを採用しようかなということで、この図にしています。ですので、一般的な図というのは確かに書けるのですが、それではなく、せっかく大学生との共同で作ったということで、被害者が中心という考えもあるのですが、被害者を支えるというこの手のイメージで、関係機関で支えるというイメージを作っているというところでこれを使っています。それから調整会議、すみません、これは今仮で貼ってるだけなんで、実はこれが中心になるというのは理解しています。それとこの後出てきますけれども、コーディネーターですね。連携体制の中心となるものとして、その辺については、ちょっと別の形の図をつけたいと思っています。この調整会議をちょっと外に出しますけど、それを真ん中にコーディネーターと合わせたような、連携体制の図と入れたい考えているところです。ちょっと間に合っていないというところ、ご理解いただければと思います。</p>
<p><b>【山口会長】</b></p>	<p>ありがとうございます。では、この図を残すにしても調整会議をもうちょっと入れ込むような形になるのか、この図を改変していいのかどうかという問題もあるんですけども、そのあたりを調整した上で、またご提案くださるということですね。</p> <p>他にはご意見、ご質問とかございませんでしょうか。</p> <p><b>【意見なし】</b></p> <p>どうでしょうか。例えば一番左上に、図の話しかしてないですが、13ペ</p>

	一ジの図の一番左上に審議会があるので、今の我々というよりはチェックしていく立場なのかなと思うんですが、ここは会社の監査の担当のように外からチェックをする立場というイメージが強いかなと思うんですけども、この点、それは違うんじゃないかみたいなお意見ってございませんでしょうか。
【尾崎委員】	それも気になるものではございます。審議会の位置に違和感がある。
【山口委員】	多分、付け足したからということでは。
【事務局】	まさに、審議会、連絡会、調整会議は付け足しているんで、違和感があるとされるとそのとおりかもしれません。
【尾崎委員】	あともう1点すみません。これも細かいところかもしれませんが、岩手県内に自助グループはないのでしょうか。自助グループというのもおそらくここに入ってくる大事な被害者の支えとなる機関かと。
【山口会長】	事務局にお聞きした方がいいのか、それとも中谷委員にお聞きした方がいいのか。中谷委員。
【中谷委員】	自助グループはあります。
【尾崎委員】	当事者団体という。
【中谷委員】	当事者団体として。
【山口会長】	県内にはなくても、全国的な組織との連携みたいな面を想定した方がいいです。例えば交通事故被害。
【中谷委員】	交通事故被害の方が中心。それ以外の方も入っているんですけども。その方々が全国とつながっていることの流れというのは皆さんに話してはいます。
【山口会長】	それを今は、被害者支援センターさんを通じてやっているけれども、おそらく今後目指していく方向だと、県の方でもそのあたりの連携を重視していただくことになるのかと思ったりします。
【中谷委員】	一方で、自助グループとしてどうするかっていうのを、やはりそこは今もう数年かけて話しているような状況ではあります。
【尾崎委員】	当事者っていう、相互に支援をしていくということで、大きな被害者支援の流れだと思うので。
【山口会長】	この連携体制の枠とはちょっと違うイメージということですか。
【尾崎委員】	先ほどおっしゃったような連携体制の図式の中には入らないけれども、このもしかしたら被害者の方を支える絵の中には当事者の方が入っているべきだという風に思います。2つ図を描くのであれば、すみ分けというか、実際その調整会議に当事者団体の方が入るかとかこれからだと思いますので。
【小田委員】	図がどうというのはちょっとすぐ出てこないんですけども、やはりここに今至るまでの流れというのが、被害者当事者が、ずっといろんなこと

	<p>をやって頑張って発言してきてくれて、警察が次に色々な動きをしてくれて、ようやく今国や県がっていう流れなのですよね。そこを踏まえた上でこの図もできるといいなと思いました。</p>
【山口会長】	<p>そもそも論になって申し訳ないんですが、民間支援団体というくりはちょっと違うんですか。</p>
【尾崎委員】	<p>厳密には違ふと定義するべきだ、一緒にするべきだって考え方もこれは議論があるところだと思いますが。 支援者と被害当事者の方を分離するべきではないという考え方はもちろんある。</p>
【山口会長】	<p>また新たに案を見せていただいてからの議論にしましょうか。他にはないでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p> <p>はい、では、14 ページ以降の第4章にいきます。 まずは14 ページから15 ページですね。施策の柱1の中の、1 総合的支援体制の強化というところの部分でご質問、ご意見ありますでしょうか。皆さんお願いします。</p>
【小田委員】	<p>私1点、ナンバー6のところ産婦人科医になっているのですが、男児男性の場合は泌尿器科になるので、泌尿器科医も確実に証拠保全、それ以降の性感染症についても必要になってきますので、泌尿器科医の連携強化も入れていただきたいです。</p>
【山口会長】	<p>はい。ありがとうございます。事務局の方から何かありますか。</p>
【事務局】	<p>今まさにそこは考えているところで、進めなければならないという認識を持っておりますので、意見を踏まえて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
【佐藤委員】	<p>細かいことなんですけど、15 ページの市町村に期待される取組のところに再掲とあるんですけど、これは何なんです。あと、次から出てきますけど、各表のところに再というのが出てきますよね。数字の下に。これって何ですか。</p>
【事務局】	<p>これはですね、数字の下に書いてある再は、再掲ということで、再と書いてある部分より前のところに同じ内容が書いてあるということを示しているものになります。2回同じ文言が出てきているということになります。</p> <p>例えば、21 ページの5番、6番に再と書いてありますが、20 ページの5番の再というのは、14 ページの1番に出てくる内容と同じですよということを表しています。それ以外に意味はありません。それと、市町村</p>

	<p>に期待される取組の中に（再掲）として書いてあるのですが、すいません、素案の部分でこの再掲というのはちょっと無視していただいて、記載ミスとして考えていただいて結構です。全て無視していただければと思います。大変申し訳ございません。</p> <p>あと、一つすみません。今例としてお見せした、14 ページのナンバー 1 と 20 ページのナンバー 5 ですが、ここに再と書いていますが、20 ページの方がまだ修正されていないです。14 ページのナンバー 1の方が修正後のものです。こちらが 20 ページナンバー 5の方にもいくものだと、今言葉が揃っていないのでおかしく感じたかもしれませんが、ここはすみません、未修正ですので、ご理解していただければと思います。</p>
【佐藤委員】	21 ページの市町村・民間支援団体に期待されるというところ、ここは重複していますよね。
【事務局】	ここもすみません、削除しますので。記載誤りということで。
【山口会長】	今の点は、20 ページから 21 ページまでのところが誤りということで。
【事務局】	はい。そうです。
【畑山委員】	16 ページのナンバー 1 の総合相談窓口の運用ということで、岩手県さんの方で総合窓口の運用が開始されているかと思うんですけども、もしお分かりであれば、具体的に今どのような内容のご相談が来ているのか、件数的なものを分かれば教えていただきたいのですが。
【事務局】	総合相談窓口は、私が来て 2 年目になるんですけども、去年は相談がありませんでした。今年は 1 件相談を受けていまして、条例の内容についてということで、4 月 1 日に条例が施行されまして、その中の経済的支援について、県としてどのようなことをしてくれるのかという相談というか問い合わせですね、この 1 件のみです。
【山口会長】	全然問題はないんですが、いったん少し戻しますね。14 ページから 15 ページの総合的支援体制の強化という部分で、他にご意見ありますでしょうか。
【尾崎委員】	<p>すみません、3 つ、多いんですがございます。</p> <p>1 点目は、思惑があってこういう書き方をされているのだと承知の上でコーディネーター機能の強化という言葉が引っかかっております。支援調整会議を作るのであれば、やはりそこにセットになるのはコーディネーターであって機能の強化ではないはずなので、先ほどおっしゃっていたように、多分コーディネーター検討されているんだと思うので、そのあたりを少し整理していただきたいというところが 1 点目です。</p> <p>もう 1 点が市町村に期待される取組のところにはワンストップの対応を求めているのに、県でのワンストップの支援っていうのが全く明記されていないというところがどうしてなんだろうという疑問がまずございま</p>

	<p>す。当然ですが、行政組織として窓口からワンストップっていうのが当然だと思うんです。明記していただきたい。</p> <p>それからあと教育機関との連携ですが、4番ですね。学校と警察の連携というふうに書いてあって、学校組織自体を行政機関の内部にある機関だと捉えるならばこういう書き方になるのかもしれませんが、少なくとも行政の教育委員会とかという書き方になっている限りは、教育の部局と学校との連携っていうあたりも大事なのではないかと思いますので、そこにどれだけ県が入っているかというところの姿勢をみせていただきたいなという感じがございます。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>【山口会長】</b></p>	<p>はい。3つご指摘を頂きました。事務局から回答されますか。</p>
<p><b>【事務局】</b></p>	<p>コーディネート機能ということで、今書かせていただいております。すみません、私は欠席したのですが、第1回の審議会の際に説明したかと思われませんが、具体的にコーディネーターを配置できるかどうか、予算が絡むようなお話になってきますので、今時点で配置しますと明言できないというところから、現時点でこういう記載になっているというところをご容赦いただきたいと思います。検討は進めておりますので、そこについてご理解いただければと思います。それが確実になった暁にはしっかりそこを置き換えさせていただきます。</p> <p>それからワンストップなんですけれども、ちょっとワンストップ支援というところについて、世間一般で言われているワンストップということは、例えば相談に行きました、その相談者に対する支援がしっかりと横の連携で完結するというのであれば、ワンストップ支援という形で定義して言葉を使いたいと考えているのですが、なかなか県でワンストップで支援ができるということが、そこで完結できる支援がなかなかないというところから、ワンストップという言葉をちょっと使いにくいというような判断をしています。相談を受けて連携してつなぐということはできるかと考えていますが、それを実際に支援として完結するところまで県で全てをできないということから、ちょっとワンストップという言葉について今検討をしています。言葉の定義というのをしっかりしてですね、例えば、国の方でも多機関ワンストップサービスとか、機関内ワンストップサービスとか言葉を使っているんですけど、それを使うとなればその注釈をつけた上使うということはちょっと今検討しておりますので、ここはご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから、教育委員会の関係の具体的施策の4番のところになりますけれども、今いただいた意見をもとに教育委員会と調整をしますので、我々のところで勝手に加筆とかできませんので、ちょっと調整の上で検討させて</p>

	いただきます。
【尾崎委員】	今ご指摘の点で、ワンストップで私が今想定してご提案したいと思っている点は、一つには警察、民間支援センター、県のワンストップというのが想定されると思うので、そこも含めてご検討いただきたいというところでございます。
【山口会長】	はい、今の点に関しても関してなくても、委員の皆様からご意見ありますか。 1点確認ですが、この中で市町村の方でワンストップという言葉を使っているのは、これは市町村の部署内だから、各部署のワンストップという意味でお使いになっている。 ただ、県の方の総合支援体制は、他の機関が絡んでしまうから、部署の問題だけでなく機関が絡んでしまうからワンストップとは言いづらいというイメージでよろしいですか。
【事務局】	それもありますし、ワンストップが何を意味するかというか、何を定義するかというところをちょっと今整理をしていますので、その言葉を直接使っていないというところがあります。県が使っていないのに、市町村に期待される取組に書いてしまっているというのはバランスが悪いと考えておりますので、今検討中というところでご了承いただければと思います。
【山口会長】	市町村に期待しているワンストップっていうのは、そのあくまでもその市町村の手元の部署間のものをワンストップで支援できるようにというお話かと思います。先日の県民のつどいでも話がありました。ご家族を亡くされて、市役所に行ったらあっちの部署で手続きこっちの部署で手続き続きというので、かなり回られたという話がちょっと出てきたなと思います。そういうのを防ぎたいというご趣旨であれば心から賛同いたします。よく分かりやすい書き方をいただければなと思います。
【尾崎委員】	すごくしつこいかもしれないですけど、ワンストップって言葉の意味って支援する機関がどう繋がるかではなくて、被害者の方が行ったところがそこで終わるっていう意味であって、どこの機関と繋がるかっていうのは別問題かなって私は思っていますので、被害者の方がそこに来さえすれば全ての機関に繋がっていけるという意味で使っていただければと思います。
【事務局】	そこは理解しています。
【尾崎委員】	それが機関を跨いだとしてもそれはワンストップなのだと思います。被害者の方がそれ以上動かないで済むのであれば。
【山口会長】	おそらくイメージに齟齬があるんじゃないかと思っています。支援の結果まで含めてワンストップは絶対に無理。例えば医療行為を県のワンストップでするとかっていうのは絶対に無理。尾崎先生はそういうところまで

	<p>は想定をなさっていないんだと思うんですね。紹介するだけで止めるって事はない。情報提供もするし、つなぐところまではコーディネートできるというイメージ。</p>
【尾崎委員】	<p>ここに行ってくださいね、ではなく、ここに一緒に行きましょうということがワンストップ。</p>
【事務局】	<p>そこがまさしく悩んでいるところであって、ワンストップとはなんぞやと一般的に調べると、各種行政、案内手続き、受付などサービスを1か所、あるいは1回の手続きで提供することを一般的には指す、なので、このワンストップと同じ意味で一般の方が見てしまうと、ここに行けば1回の手続き、そこに行けば解決するワンストップと混同してしまう可能性があるのではないかということをおっしゃっています。なので、今私は尾崎先生がおっしゃっているワンストップは、我々が思うワンストップはそれでいいと思っていて、ただその場合はここで言うワンストップと一般的なワンストップは少し違うんです、と注釈を入れないと読んでいる人の中ですれ違いがあるかもしれないということをおっしゃっています。なので、多機関ワンストップという言葉が国が使っていますが、多機関という言葉が頭につくということについて何か解説を入れた上で、計画で使うべきなのかなということをお悩んでいるところということで、ご理解いただきたいと思っております。</p>
【尾崎委員】	<p>おっしゃるとおりで、国の会議の時もまさにそのワンストップって言葉について会議の中で議論があつて、それを多機関ワンストップという形と機関内ワンストップという形で分けたという経緯があるので。そのあたりで使い分けて貰えればと。</p>
【事務局】	<p>使い分けていることが分かるような書き方を考えなければいけないと思います。</p>
【山口会長】	<p>ありがとうございます。今の二つの多機関ワンストップと機関内ワンストップというのはすごく便利な整理の仕方なのかと。</p> <p>すみません、だいぶ押してきている雰囲気なのに申し訳ないのですが、15ページの4番ですね、教育委員会と関係機関・団体等の中の、児童生徒の問題行動に適切に対応するためという記載があるんですが、この部分って、被害者支援との絡みで、どういうものを想定されているのか、私自身はよくわからないことで、他の委員の皆さん分かっているのかもしれないんですけど、どういう趣旨なのか教えていただいてもよろしいですか。</p> <p>ある意味、加害の側の目線のようにも見えて。</p> <p>それも大事なんですけど、ここにあるのに違和感を感じています。</p>
【尾崎委員】	<p>2つ文章があるのが、ひっくり返るべきですね。支援が先で問題行動、もしくは犯罪行為の子どもに対する対応、つまり、被害者支援、加害者対</p>



	<p>応ってという順番で、本来なら被害者支援計画であればそういう文章の構成になるのではないかと。全体的に、少年とかっていう表現この計画多いんですよ。おそらく警察の方と連携されて作られているので、確かに警察では被害少年という言い方をすると思うんですけども、あまり一般的ではない書き方、文章全体的にあるので、いろいろそのあたりとか被害者支援ってという観点で書いていただきたい。</p>
【山口会長】	<p>今、尾崎委員からありました少年というのは、今の範囲にはないんですけど、この後また出てきますので。</p> <p>ごめんなさい、ここは間違いつ的な雰囲気なのか、それとも犯罪予防の趣旨で入っているのか、お分かりになりますか。</p>
【事務局】	<p>どちらもなんですけど、あとひとつ、子供らの二次被害というか、いじめを知ったところをSNSにあげてしまうようなケースみたいなのもあって、それというのは犯罪まではいかないかもしれませんが、それが助長する可能性があるというのを聞いたことがあります。</p>
【山口会長】	<p>もしかすると二次被害防止のための配慮というイメージかもしれないということですかね。</p>
【事務局】	<p>ちょっと広くいろいろなものが含まれる感じにどうしてもなってしまうので、置き場所の話と、問題行動という言葉の使い方のところがちょっと考えた方がいいのかと思います。</p>
【山口会長】	<p>よもやと思いますが、被害に遭って学校に来れなくなったということの問題行動だと書いてあるのはまずいと思うので、そこはちょっと精査していただいてよろしいですか。</p>
【事務局】	<p>当然そういう趣旨ではございませんので、置き場所と言葉の使い方を宿題とさせて下さい。</p>
【山口委員】	<p>お願いします。</p> <p>他には、皆さんご意見とかはないでしょうか。</p> <p>ごめんなさい。なかなか前にいなくて申し訳ないです。これ、6番の産婦人科医との連携強化で先ほど小田委員からのご質問、泌尿器科医ともも組むべきだっという話があったんですが、この段階ではその2つの科だけでいいのでしょうか。この段階で精神科を想定しなくていいのかとか、場合によって小児科とか入りますかね。そういうところなんですけれども。</p> <p>ちょっと村井委員にお聞きしてみたいことがあってですね、かなり幼い子の例えば性被害の場合に、産婦人科医の先生方が診てくださるのはそうだと思うんですが、あわせて小児科とかにかけることがあるものなのか教えていただいてもよろしいですか。</p>
【村井委員】	<p>僕はないですね。この7、8年やって約30件弱やっていましたけど、</p>

	<p>ないです。警察から相談されるのは、やっぱりその心っていうようなものよりは何が起きているか。その外因部、その体で何が起きているかそこを診てというようなものなので、そこを小児科の先生にということはないですね。</p>
【山口会長】	<p>三條委員にちょっとお聞きしてみたいんですが、今申し上げたようなある程度若年者というか幼い子の被害の場合に、一般的な精神科の先生方をお願いをしているのか、小児精神科の先生というのがいらっしゃるわけで、その専門的な分かれというのは強いものなのかどうか教えていただきたいと思います。</p>
【三條委員】	<p>精神科は成人と小児の区分けがあって、児童精神をみることができる精神科医はかなり少ないというのが実際です。県内でといっても岩手医科大学になります。岩手医科大学で児童精神を専門的にやっている者も6～7人くらいしかいません。岩手医科大学の児童精神科で犯罪被害を受けた児童の相談を受けている方は、私が把握している限りでは、少ないのではないかと思います。ただ、メンタルヘルスや身体面も含めて、小児科がファーストタッチとして相談をうけているかもしれません。</p>
【山口委員】	<p>ありがとうございます。</p> <p>連携体制をうたうのはかなり厳しいですね、そこをお聞きしたかった。いずれ、ここも産婦人科医と泌尿器科医まで挙げるので十分なのかどうかをご検討いただければと。</p> <p>では、委員の皆様からなければ15ページ以降のところですね、15ページの下の方の相談及び情報の提供というところから19ページ3の上のところまでについて、ご意見ありますでしょうか。</p>
【尾崎委員】	<p>私から、まず1点目は、ナンバー1です。専門機関への取り次ぎというのが最初に出ていますが、例えば県のレベルでいけば精神保健福祉センターによる精神的支援ということが想定される場所だと思いますので、庁内連携での支援っていうところがあった上で。取り次ぎという言葉にも違和感があるのですが、この表現も含めてちょっとまずい、気になる場所です。</p> <p>あと、次がナンバー12です。先ほど申し上げた通り、学校との連携が一番、多分県レベルで必要とされる場所だと思います。いろいろなところで伺っていくと、なかなか学校との連携は民間支援センターも難しく、市町村も結局教育委員会は県レベルなので、ここが出来るのが県だっているところだと思います。ですので、もう少し書き方として、スクールカウンセラーの方やスクールソーシャルワーク専門職の方っていうのはとても大事な支援者であると思うんですけど、学校全体での支援、例えば教職員というようなところも、もう少しこう書いてほしいなと思います。それを</p>

	<p>支援だけではなくて、安全な場所の提供であるとか居場所の提供であるとかという意味合いもお子さんの中にはあると思いますので、そういうあたりも少し含ませた書き方をしてほしいというふうに思います。</p> <p>もう 1 点は質問なんですが、14 番ですが、配偶者暴力相談支援センターとの連携というのが 14 番で出てくるんですが、これを見ると見出しが児童生徒になっていて、配偶者暴力相談支援センター、もちろんDV被害を受けた方のお子さんというような意味ではあると思うんですが、そもそもその前の段階でDV被害を受けた方の支援の中で配暴センターとの連携を絶対出てくると思うので、ちょっと位置がこれは違和感もあるなというところが 3 点目になります。</p> <p>私からとりあえず以上です。</p>
【山口会長】	<p>先にご質問でいただいたので、ここに配暴センター、18 ページの 14 番に配暴センターを入れていらっしゃるご趣旨ですかね。確認させていただきたいのですがよろしいでしょうか。</p>
【事務局】	<p>事務局です。18 ページ 14 番についてですけれども、被害者の方や相談にあたりといったところで、ここでトップに配偶者暴力相談支援センターが来ているんですけれども、中身としてはそこに児童相談所も入ってということで、また児童生徒等からのということですね、配偶者暴力相談支援センターが書き順のトップに書いてあるのですが、それがメインかのような誤解を招いてしまっているような感じがいたしますけれども、ここは児童生徒からの相談に適切に対応できるように、校内におけるというところで、そこに主眼を置いた書き方になっているので、その第 1 段落目のところの並べ方、書き方をちょっと改める必要があるのかなと思っております。</p>
【尾崎委員】	<p>それにしても見出しは潜在化しやすい犯罪被害者ってなっているので、潜在化しやすい犯罪被害者ってやっぱりDV被害者も入ると思うんですね。</p>
【事務局】	<p>もしくはすみません。ちょっとこれも持ち帰りになりますけれども、児童生徒に絞らない表現にして、一つ前のページ、2 つ前の総合的な相談対応の方に移すのが適切になるかもしれませんが。被害の潜在化というところでは、我々最も潜在化しやすいのが児童生徒の年代だとイメージがあってここに入れているんですけれども、確かにそれ以外の潜在化しやすい犯罪被害者というのがあるので、置き場所がここでいいのか、ここに置くのであれば書き方を改めますし、そうでない場合は、場所を移すということで考えさせていただきたいと思います。</p>
【山口会長】	<p>性犯罪には限らないですよ。身体的な可能性もありますので。</p>
【尾崎委員】	<p>二段落目のところは子供の被害を受けられた方にとっても大事な話なの</p>

	<p>で、やっぱりこれ、実は別の項目に分けていただいて書いていただいた方が本来いいのかもしれませんが。お子さんの相談での対応は大事だし、潜在的な被害者への連携しての、情報共有っていうのは大事だよっていう意味で二つに分けられた方がいいかなと。</p>
【山口会長】	<p>質問はもう2つご指摘がありました。16 ページの1番総合相談窓口の運用について、専門機関等に取り次ぐというのが、多分尾崎委員の感覚だと私も実はそうですが、連絡先を伝えて連絡して終えてしまうということではないかなと思います。もし可能であれば、取り次ぐではなく、例えばつなぐ、ですか。</p>
【尾崎委員】	<p>一番いいのは連携して支援するだと思います。最後まで手を離さないというのが支援なんだと思うので。専門機関等々連携して支援を進めていくというのが正確な表現だと思います。</p>
【山口会長】	<p>そのまま入れられるのかどうか検討していただいてよろしいですか。 逆に反対の意見が委員の皆様からあれば。 それが一つと18ページの12番ですね。教職員を上を持ってくるというようなご意見だったと思いますが。 事務局側からありますか。逆にどういうご趣旨の発言だったかわかりづければあとは確認していただければ。</p>
【事務局】	<p>趣旨については了解いたしました。ここについては、教育委員会関係部局と相談させていただきます。</p>
【中谷委員】	<p>12番なんですけども、学校内における連携及び相談体制の充実などで学校内で対応するっていうことだけを考えておられると思っていいんですか。被害と考えると、例えば学外機関との連携だとか、そういうのも出てくるかと思うんですけども。なかなか被害者支援センターとのやり取りが学校でうまくいかなかったりするんで、そういったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーというのも直接的にその重要ではあるんだけど、そこだけではおそらく対応が難しい場合は多いと思うので、そうするとより適切なところに連携をしていくということをちゃんと書いていただけるといいのかなっていう風に思うんですが。子供に関しては全部学校内、校内でというふうな書き方になっているような気がして。そんな感じがしたんです。</p>
【小田委員】	<p>スクールカウンセラーって皆さんよく書かれるんですけど、どういうイメージをお持ちなのか。一番多い、たくさん行っているパターンでも年に30回1日6時間なんですよ。つまり週1も行けない。毎日いるようなイメージ持たれているかもしれないですけど、年16回4時間というパターンも多いです。それしかスクールカウンセラーが学校にいられない中で、教育委員会が今第一に掲げているのは不登校の問題なんです。</p>

	この条例を作る中で、きちんと性犯罪等にも特化したものをちゃんと学校教育でもやってほしいというあたりを、ぜひ盛り込んでほしいなとも思います。
【尾崎委員】	私、カウンセリングとかの知識がないので、教えていただきたいところなんですけれども、スクールカウンセラーの方のその領域っていうのは日常生活を送っていく中でのカウンセリングという風にあるんだというのを、どこかでこう拝見したことがあって、もう少し重篤なものはむしろスクールカウンセラーさんではなく、外部に出すというイメージがあるという風に伺ったことがあって。だとすると犯罪被害を受けられたお子さんにとってスクールカウンセラーさんは入り口であって、むしろ外部に出ていくものなんじゃないかなという認識なんですけど、その認識でよろしいでしょうか。
【小田委員】	そうですね。その時にやはり医療に結びつけたいけれども結びつけられる医療機関がないというのも、教育の方でも一つの問題としてあります。
【中谷委員】	もう一つは外に出す時に校長先生の了解っていうのも得ないといけない。教員の理解がないと外につながらないという可能性があります。
【山口会長】	かなり複雑化しましたが、そのあたりの実態を反映した計画を作っていければと思います。
【中谷委員】	外部の機関との連携という表現を何か入れていただければ。教育委員会だけではなくて、復興防災部だったり保健福祉部だったり他の部局も関わるような感じにして、児相からということもあるでしょうし、あと被害相談という意味では復興防災部も関わる気がする。
【事務局】	ちょっと再整理はさせていただきますけど、今の中谷委員からのお話のところ、まさに14番のところ、まさに精査しなければならないというところがあって、校内外におけるとかですね、学校内ではないところも14番には盛り込まれているので、ここら辺のところを整理したいと思います。12番については教育委員会の方で確認して記載しているのですが、ここは学校内で限定して書いているので、それ以外のところ14番については検討します。
【山口会長】	本当に時間の管理が下手くそで申し訳ないんですが、1点だけすみません、13番、18ページ13番のところ。4行目にいじめや不登校の未然防止っていうのが書いてあってですね、犯罪被害に遭ったケースで、特に不登校ですが、未然防止が一人歩きしてしまうと怖いなと思っている面があります。来られなくてもしょうがないじゃないかっていうケースもあるんじゃないかと私自身思っていて。その後の必要に応じて適切な支援っていうのに含まれているのは重々承知はしているんですけども、受け手に勘違いをされないように、もう少し工夫をしていただければありがたいな

	<p>という印象です。一応、このあたりも他の委員の皆さんからこれでいいんじゃないのというのがあれば。</p> <p><b>【意見なし】</b></p> <p>よろしいですかね。</p>
<b>【事務局】</b>	<p>表現の話ですよ。言葉の使い方というか。</p>
<b>【山口会長】</b>	<p>あまり防止に重きを置かれてしまうと、いじめは防止するにこしたことはないんですけど。状況に応じたケアとだけ言ってしまえばいいのかなと私自身は思っているんですけども、本人が望んでいけばそれに向けた支援するし、ちょっと今しばらく休みたいときであれば、それに向けたということなのかなと。</p> <p>他になれば次の事項に行きますけれども、皆様大丈夫でしょうか。</p> <p><b>【意見なし】</b></p> <p>それでは進めさせていただきます。19 ページの3市町村における支援体制の充実ということになります。いったん21 ページの4までの部分でご意見とご質問をいただければと思います。</p>
<b>【尾崎委員】</b>	<p>ナンバー2のところでございますが、支援事例集の作成配布というふうになっていて、これは一方通行のように読めるんですね。もちろん、それは県の政策として市町村に事例集を配付しますと書いてますけど、これから市町村が実際に支援をされていくにあたっては、市町村の中のどの部署がどういうふうに関わっていくのかという図式化っていうのを一緒に作っていくというのも県の大事な役割だと思います。例えば書き方としては市町村独自の施策集を作成する支援とかっていうような形も一つあるのではないかなというふうに思っています。今いろいろと他県の状況ではありますが、市町村さんに支援の事例集を渡します、やってくださいってなった時に、どこと繋がって何をやるのっていうか、想定しにくいところがあるので、そのあたりのお手伝いっていうか、支援というところを一つ書いていただきたいところがございます。それを各市町村が図式化することで、すごく支援につながっていくっていうのは、いくつかの市町村で見られるところですので、その辺りを意識してほしいところがあるのと、もう一つは細かいところで多分書き落としか何かだと思うんですが、市町村に期待される取組に、市町村への支援としては、一番大きいのは調整会議に参加していただくことだと思いますので、市町村に期待される取組に支援調整会議への出席っていうのは書いていただきたいなということです。</p>

	はい、以上です。
【山口会長】	事務局の方から何かありますか。
【事務局】	ご意見ありがとうございます。支援事例集の作成、先行している他県を参考としてそういうのが必要だという認識で県の立場で書いているのはその通りなのですが、それをさらに市町村の立場で見たときというのも必要だと思うんですけど、逆にその辺は畑山委員にお伺いしたいのですが、そういうふうに県の計画に書いたことによって、市町村としてはどう受け止められるか、それが枷になってやらなければならないというふうに、県が半ば強制的に体制を作れというふうに前のめりに捉えられかねないかということはいかがですか。
【畑山委員】	そこはないと思います。岩手県さんの方でそのように発信していただければ市町村の方も動きやすいのかなと思います。
【山口会長】	では、ぜひ。
【事務局】	はい。あと、調整会議は記載漏れです。
【山口会長】	他には、委員の皆様ないでしょうか。
【畑山委員】	先ほどは、質問のページを先走ってしまいすみませんでした。今の尾崎先生のお話と近いものがあるかと思うんですが、19ページなんですかね。取組の方向性として、研修等を実施し、適切に対応する体制作りを目指しますということで、これは意見というかお願いですけれども、やはり市町村、これから条例もまだこれからということも多いい中で、研修ですね、というところが非常にお願いしたいところでしたので、知識も全くない状態から始める形になりますので、早い時期から研修を行っていただければなというふうに思っておりましたので、よろしくお願いしたいと思います。
【事務局】	はい。了解しました。
【山口会長】	他にはないでしょうか。 すみません、ちょっと見落としているのかもしれないのですが、今この段階で市町村の条例はまだ1個もない段階での計画なんですけれども、市町村が条例を作ってくれるための研修って言ったら変ですけど、説明会だとかってというのはこの計画の中のどこかに入れてくださっていましたか。
【事務局】	条例を作るため、それが促進されるためのということでの明言はしてないです。
【山口会長】	書きづらいですか。
【事務局】	書きづらいですね。基本的には市町村の自主性を阻害することになりますので、地方自治の本旨に反してみたいな感じになりますので、厳しいと思います。
【山口会長】	おそらくそういうお答えなんだろうなと思いました。承知しました。

	<p>他には。</p> <p>【意見なし】</p> <p>はい、それでは前に進めさせていただきます。</p> <p>21 ページ中程の 4、民間支援団体の活動支援からこの部分ですね。22 ページまでの部分でご意見ありますでしょうか。</p>
【尾崎委員】	<p>現状と課題のところ、民間支援団体の財政基盤の強化の必要性というのが書かれているんですが、施策の中にそれが反映されていないように思われるんですが、というご質問になります。</p>
【山口会長】	<p>はい。事務局いかがでしょうか。繰り返した方がいいですか。財政支援の部分で具体的な施策としては出ていないのではないかとということ。</p>
【中谷委員】	<p>取組の方向性に書いてないから書いてないと理解しました。現状の把握はしているけども、取組の方向性にないので、具体的な施策にも反映しないのかなど。なので、取組の方向性にもぜひ財政基盤の強化っていうのをに入れていただければ。後の方で、人材の確保、育成にも関係するんですけども、民間支援団体等に期待される取組の中で、支援員も含め、かなり専門的な業務に取り組んでいるので、やはりそういうのに見合う待遇に取り組むことっていうのも、財政基盤と合わせて記載していただけると、人材確保できないし維持も出来ないのかなどすごく危機感を持った現状です。ただ、そういう表現がこの計画にふさわしいかどうかは気になるころではあります。</p>
【尾崎委員】	<p>今のお話に付け加えさせていただくと、今その期待される取組のところのご指摘があったんですが、市町村に期待されるころは財政的基盤の強化って書いてあるんですね。県は支援しないけれども、市町村は支援してくださいというふうに、私はこれを素直に読むとそう読めてしまうんですけども。</p>
【中谷委員】	<p>それは現状の、行政等からの委託費に書いてあるので。多分それを踏まえてなのかなとは思って。</p>
【事務局】	<p>こちらとして財政支援をしますということが言い切れるものではないところですので、なのでこの現状と課題のところは財政基盤の強化は人材の確保・育成を促進する、促し進める、県が進めるとは書けないので、お手伝いをするという書き方になっているというのは率直なところ。なので、取組の方向性には書けていないところですので、そこで財政基盤の強化というところについては、人材の確保・育成については、必要な情報の提供、助言等を行うという書き方にとどめているというのが率直なところとなります。一方で今 22 ページに記載される取り組みのところ、市</p>



	町村の方に財政基盤の強化ということを書ききっているというのは、バランスとしてどうかというのはご指摘の通りかと思しますので、ここの書き方は県ができる範囲のことを市町村にもという書き方でバランスを取る必要があるのかなと思っております。ここは市町村に期待される取組の部分の調整、文言の調整をしたいと思えます。
【山口会長】	個人的意見ですけども、これ計画の中に、県が作る計画の中に財政的基盤の強化と書けば、それは自分の責務なので確定してしまうようになるんですよね。でも、これ市町村に期待される取り組みとして外から言っているものなので、こっちは書ききったからといって言い切っていることにならないのかなという気もするんですけど、むしろ促しやすくなるのであれば書いていただいてもいいのかなと私自身思いました。そこらへんはバランスとして。
【事務局】	そこは、佐藤委員、畑山委員の方で異論がなければ、こちらとしてはこのままがいいなとは思うのですけれども、あくまで期待される取組ですのでこれでよろしければ。
【畑山委員】	はい。
【佐藤委員】	このままでいいと思えます。
【尾崎委員】	どちらも消えてしまう方が問題だと思いますので。
【中谷委員】	記録に残らないまでもちょっと見直しの時にやはり、そこはずっと県の方でも気にしていただけるといいかな、それはもうお願いします。
【山口会長】	とても進行が下手で申し訳ないですが、ちょっと前に進めさせていただきます。よろしいですか。
	【意見なし】
	22 ページの 5、人材の育成という部分ですが、27 ページの途中までの部分ですが、これに関してご意見などございますでしょうか。
【尾崎委員】	まず、1 番目のところですが、県の関連部局担当職員に対する研修会というふうになっていますが、おそらく行政機関で関連部局にだけ被害者の方が来るとは限らないと思う。あらゆる部署に被害者の方は特に行政機関であれば、どこかが拾う可能性があるのですが、できれば、難しいと思えますけれども、できる限り広く、少なくとも「等」は入れていただけて、広く研修を受ける職員の方がいるような形をとっていただきたいというのがまず 1 点目でございます。
	それからもう 1 つは 9 番ですね。学校における相談体制としても、これも同じく今の研修という話になりますが、学校の教職員に対する研修はいろんな分野で広がってしまっているのが大変だと思いますが、そもそも

	教職員の方からの二次被害とかがっていうところで、被害者の方が訴えられているところだと思いますので、そこについても盛り込んでいただきたいと、これも教育委員会との調整にはなるとは思います、お願いしたいというところ、先ほど申し上げた少年というところを10番のあたりを少年という書き方への違和感ですかね。あと10番、教育委員会なので、担当部局が警察であれば少年って書き方でいいと思うんですけども、教育委員会であれば児童生徒だと思いますので、この辺りの書き方表現についてご検討ください。
【山口会長】	はい。今のご指摘について。
【事務局】	はい。3点ご意見いただきましたけれども、全てそのとおりだと思いますので。1つ目は等を入れたと思いますし、学校における相談体制は教育委員会と調整します。少年というところも文言について調整させていただきたいと思います。
【山口会長】	一応ご説明すると、少年法とって、非行少年とかいうと男の子でも女の子でも少年という表現になってしまうんですが、どうしても男の子のイメージが強いのが一般だと思いますし、児童生徒でも良いですし、子供でも良いと思うのですが、そのあたりは修正をお願いしたいと思います。その他にございませんでしょうか。
【中谷委員】	27 ページの上から2つ目の○、市町村に期待される取組で、学校における連携の、多分、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携したという中で、等の中には含まれると思いますが、警察とか民間支援団体等とかがっていう外の機関を入れていただけると、さっきのものと関係は同じなんですけれども、学校内だけでおさまらず外というのを意識した標記にさせていただけるとありがたいです。
【山口会長】	事務局、大丈夫ですか。
【事務局】	はい。ありがとうございます。
【山口会長】	他には、一応、今27ページの途中まで、人材育成のところまで。  【意見なし】  いったん進めます。 27ページの途中6、支援従事者の二次受傷の防止というところから次まで行きましょう、7番、28ページ7番、個人情報の管理の徹底に向けた取組まで、29ページの表までのところで、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。
【中谷委員】	臨床心理士等のあたりに、公認心理師も入れていただけると。唯一、公認心理師、臨床心理士というのが1か所だけ出ていて、あとは臨床心理士

	等となっていたので。
【事務局】	はい。了解しました。
【山口会長】	28 ページ以降の7番、個人情報の管理の徹底に向けた取り組みというところについてもご意見大丈夫でしょうか。
【尾崎委員】	事前にご意見出してなくて、ちょっと今気づいたものなのですが、むしろこれって、これって調整会議を開くとすると個人情報の保護っていうだけではなくて、共有って方法も出てくると思うんですけども、調整会議内における情報共有体制みたいなことって書かなくて大丈夫なのかなと気になって急にすいません。思い付きなので。他のところの項目と照らし合わせていないのですけれども。
【山口会長】	事務局の方から今すぐ見解ありますか。
【事務局】	調整会議の部分については別途細かいものを作らなければいけない、いずれにしても、そこで定めるべきかと思えます。ここでは個人情報の管理の徹底をとりあえず、共有する時のルールも含めて、管理の徹底ということにさせていただいて。あと、その共有については必ず本人の承諾を得るうんぬんというのは多分ここに書くには細かすぎるのかなとっていて、調整会議の実施要項みたいなものは別途作る必要がある、そこで整理する必要がある、というイメージであります。
【尾崎委員】	はい。わかりました。
【山口会長】	ありがとうございます。では、29 ページ以降に行きます。29 ページ施策の柱Ⅱ、精神的・身体的被害の回復・防止というところであります。39 ページまで。
【尾崎委員】	ご質問なんですけれども、すみません、私に岩手県内の状況を教えていただきたいんですけれども、この支援計画を読むとカウンセリングの助成若しくは実施の対象者は、警察におけるカウンセリングは、これは性犯罪・性暴力被害者のところにあるので、性犯罪被害者が対象になっているということによろしいですかね。そうすると、それ以外の被害を受けた方のカウンセリングでの費用助成とかってというのは岩手県内ではどこかがカウンセリングを実施されている状況があるのかってというのが読み取れなかったんですけれども教えていただければと思います。
【山口会長】	事務局の方で、後ろからお話いただいても大丈夫です。
【警察本部】	警察の公費負担制度に関しては、性犯罪に特定してはおらないので、警察の公費負担制度要綱に該当するものに対しての公費負担はやっております。
【尾崎委員】	そうですね。性犯罪被害だけではないと認識しておりましたので。それだと、警察に被害届を出しているという状況でのカウンセリングですよね。もちろん公費負担ですので。

【警察本部】	そういうことになります。
【尾崎委員】	そうすると前にも確認させていただいたと思うんですが、センターではカウンセリングはされていないんですね。
【中谷委員】	今は週 1 回専門家が来ていることで、その範囲内で行っていますけども、ただ今年度のみは言えます。次年度以降はどうなるかわかりません。
【尾崎委員】	そうすると公費負担というところ、もう少しご検討いただく必要があるのではないかと思うんですけれども、県内の全国どこの地域に住んでいても同じ支援を受けられるようにという大前提を考えるならば、岩手県内で被害にあった方のカウンセリングが受けられる機会っていうのは非常に限られているというふうに読めますので、読めますというか、おそらくそれが実態だと思いますので、カウンセリング費用の助成っていうのは他県では実施しているところがありますので、これもご検討いただきたいというところになります。
【事務局】	警察のところの記載について整理が必要だということ、それから現状を踏まえたところでのカウンセリングの機会というところは、これは検討していかなければならないと思いますけれども、それをやるという、ちょっと繰り返しになりますが、予算の関係上ですね、できますとは言い難いところがありますので、そこについては検討していきます。
【中谷委員】	29 ページの現状と課題のところなんですけど、さっき最初に言った兄弟姉妹のことが、ちょっとここには全く入っていないので、○の2つ目に子供が犯罪被害者となった場合は、のところで、日常生活を過ごす学校での対応や保護者の支援とか兄弟姉妹、保護者・兄弟姉妹の支援が重要であり、というふうな文言を受けていただけるといいのかなと。 こども、取組の方向性の2番目に、学校における相談体制の充実だけ、学外機関での連携ですかね、書いていただければ。
【事務局】	はい。そこは前に出てくるところとの引き続きになりますので、全体の調整をさせていただきます。
【中谷委員】	子供が被害者となった場合と同じように、保護者や兄弟姉妹っていうことがセットに入っていると思いますけど、それは学校はタッチしないことが多いので、それを学外のおそらく機関だったり。
【山口会長】	私、最初に中谷委員からご指摘いただいた時にちょっと不正確なことを申し上げてしまったかと思うので、これで訂正させて下さい。兄弟姉妹の問題、未成年の子をベースにしているという話はしたんですが、ご遺族をベースに話してしまったんですけれども、おそらく亡くなられていなくても、お姉ちゃんが被害にあって亡くなってはいないという時のごきょうだいも結構大きな影響が出るかと思っておりますので、訂正させてください。
【尾崎委員】	もう1点ですが、先ほどの最初のところの被害者の抱える問題のところ

	<p>に関連してくる話なんですけど、ちょっと先走ってしまって申し訳ないんですけど、施策の柱Ⅱが精神的身体的被害の回復防止でⅢが損害回復・経済的支援、いわゆる保健福祉部門の支援っていうものが全く柱から抜けていて、例えば市町村におそらくこれから求めることとしては、例えば社協との連携を通じた生活支援とかっていうところを求めていかれるんだと思うんですけど。がおそらく後ろの経済的負担に出てきてはいるんですけど、少し話が。実際に支援として、どちらかの柱の中に何か一つ方向は入れるべきだと思うんですけども、その辺りすいません。ちょっともしかしたら、Ⅲのところまで話をした方が良かったかもしれない。</p>
【山口会長】	<p>私の感覚としては、今、尾崎委員ご指摘の点は、ⅡよりはⅢに入れる話かなという印象はあります。</p>
【尾崎委員】	<p>後ほど検討してください。</p>
【山口会長】	<p>というところで整理をしてください。今ので分かりづらいですか。</p>
【事務局】	<p>分かりました。</p>
【山口会長】	<p>保健福祉といわれてしまうと、Ⅱのような気もするし</p>
【尾崎委員】	<p>両方に入れてあるところもある、再掲で。サービス自体を提供する場合には、経済的な支援ではなく、サービスを受ける費用を負担する場合には経済的支援になるので、同じこと、被害者にとっては同じ支援であっても提供者からするとサービスの支援、サービス自体を直接提供する、もしくはお金を提供するとか費用負担を公的にするっていうので、ⅡとⅢにまたがる話ではあります。</p>
【山口会長】	<p>事務局の方で、今のご指摘で検討出来ますか。正直言うと私は理解しきれいていません。尾崎委員が保健福祉的部門とおっしゃっているのが、ここからそのここの具体的施策から抜け落ちているものとしては具体的にどういうものが想定されているか教えていただいてよろしいですか。</p> <p>それとも入っているけれども、まとめ方、項目建てとして別途それを設けるべきという趣旨なのか。</p>
【尾崎委員】	<p>それがですね説明がすごく難しく、先ほど最初におっしゃった、これは誰に向けて書いているんですかということに関連がしてくる話なんです。これ、市町村の方が読むんだとすると、それが抜け落ちてくることは非常に大きな問題になるわけです。特に市町村が福祉機関、福祉部局や保健部局で実際に支援をしていくっていう見通しがこの計画では立たない。これだけを読んだら落ちてしまうという問題があるというところだと思うんです。</p>
【中谷委員】	<p>ヘルパーとか。</p>
【尾崎委員】	<p>そうです、ヘルパーです。だから、県が実際するかどうかは問題なわけですけど、ヘルパー派遣とか一時保育とか、これ実際は市がする、市町</p>

	村がすること。
【山口会長】	私はだいぶ見えました。
【尾崎委員】	ただ、社協との連携というと県レベルも市レベルもあるので、その連携は出来ると思います。でも、これも社協は実働は市社協ということになっていくと思うので。その図式化が示されないと、実際に、はい支援をしてくださいと言った時に方向性が定まらないというか。
【山口会長】	事務局の方で、これが書けないから書いていないという話なのか、それとも整理の仕方の問題なのかということではご検討いただいても大丈夫でしょうか。
【事務局】	整理の仕方を検討します。ちょっと社協のところですけど、それについて繰り返しになりますが、所管部局と検討になると思います。 もしかすると尾崎委員に、どこかうまい書き方をしている例があったらばご提供いただくことをお願いするかもしれません。
【尾崎委員】	準備しておきます。
【山口会長】	もうすでに時間をオーバーしてしまって申し訳ないのですが、もう少しだけお付き合いをいただければと考えています。どうしてもご都合があるという方おっしゃっていただければ。 今は、22 ページから 39 ページまでみてきたところなのですが、36 ページ以降ですね。36 ページの保護とか捜査過程における配慮、38 ページの二次被害を受けた方への支援というところがあるんです。ここに関しては菊池委員から足りない面があるとかっていうご意見があれば伺ってみたいなと思ってますけれども。もちろんそれ以外の部分でも。具体的なこの計画の言葉としてはあまりご指摘いただけることはないでしょうか。
【菊池委員】	二次被害もいっぱいあるんですけど、それに対して僕自身は何もできなかった、黙って見ないようにするっていう方法しかなかった。これから先はやっぱり SNS で調べていける時代になってきちゃって、ちょっと罰則を入れていただければよりいいのかなという気はします。
【山口会長】	罰則となるとちょっとこの段階では。いわばそういうイメージ。
【菊池委員】	そういうイメージで。
【山口会長】	被害を受けた方への支援。すみません、1 点だけ、38 ページ以降の二次被害を受けた方への支援について、多分、赤の他人からの二次被害だけを想定してくださっている。ただ、ここに入れ込んでいいのかどうかちょっとわからないんですけども、その支援側から与えてしまった二次被害に対して、どういう施策を持っておくのかっていうのは必要な観点かなと思ってまして、例えば、学校の教育現場で教職員の先生方をチェックする立場の役職を置いてみたりとか、そういったこともあったりするので、そのチェック体制やそういう被害が起きてしまった場合の事後対応とかとい

	<p>うのも少しどこかに、ここかどこかに入れ込んでいけばいいのかなと。あとは、ひとまず、進めてよろしいでしょうか。</p> <p>39 ページ以降にいきます。施策の柱Ⅲ、損害回復・経済的支援等というところ。ここが重要だと思うのですが、46 ページまでの部分ですね。遅くなって申し訳ないですが、ご意見あればよろしくお願いいたします。</p>
<p><b>【尾崎委員】</b></p>	<p>議事録に残していただくという意味で、おそらく検討をもうしていただいていると思いますが。1 点目は県による見舞金制度の創設です。もうすでに 10 を超える都道府県で県による県レベルでの見舞金が創設されています。また、一方で市町村に対して見舞金制度を作るということを支援するという形をとっている県も出てきています。なので、いずれかの形をとっていただきたいということです。</p> <p>それから、先ほども申し上げた通り、福祉サービスの支援これも経済的支援として実施される方向性があるものだと思いますので、その辺りを明記してほしいです。先ほど申し上げた衣食住に関わる様々な行政サービスというものが、被害者がその支援を受けられるような枠組みの創設ということも検討いただきたいということです。それからこれも予算が伴うものになるので、まずは議事録として記録というところになります。居住の安定、これも公営住宅の優先入居はあくまでも優先的に入居できるだけであって確約ではありません。ですので、転居費用や、もしくは民間への民間住宅への入居の場合にも、経済的に支援が行えるような体制の構築というところもご検討いただければというふうに思います。このあたりが予算を伴うところだと思います。</p> <p>細かいところとしては、損害賠償の請求として司法支援センターの連携がありますが、今被害者支援で大きく支援の大きい部分として再提訴支援のあると思うので、再提訴支援多分入れていただいた方がいいかなと思います。そこは山口先生の方がお詳しいかと。</p> <p>あとは雇用のところも、飛び飛びで申し訳ありませんが、46 ページですね。事業主の理解というふうになっているんですが、見出しが確かにアはそうなんですが、イ、ウ、もう少し就業支援に近いところもあると思うので、実際に雇用に向けて公的な支援をしていきますよ、理解を増進するだけではないというような発信、施策を細かく作っていただきたいなというふうに思います。</p> <p>すいません。いろいろ申し上げましたが、以上です。</p>
<p><b>【山口会長】</b></p>	<p>特に今の段階でのリアクションは。</p>
<p><b>【事務局】</b></p>	<p>繰り返しになって申し訳ありません。具体的に予算の伴うものにつきましては、考え方、前述の通りでありまして、検討は進めてまいります。そこでちょっと止めさせていただきます。あと、福祉サービスの観点という</p>

	のはちょっと抜けているというか整理ができてないところについては、前のところも含めてですね、整理をさせていただきます。それから、再提訴支援の話がありましたけども。
【山口会長】	再提訴支援、御説明しますね。例えば、殺人事件とか重い犯罪で被害に遭われた方であるのご遺族になるんですが、加害者に損害賠償請求をします。当然判決は認められます。何千万円で損害賠償について判決が出るんですが、ほぼ刑務所に行きますので、刑務所に行ってる間は払えないと。判決を受けて確定してから10年間で時効で消えてしまいますので、消える前に強制執行をかけるか、もう1回提訴をするかということをしなければということになっています。でないと10年以上経って出てきた時に、もう請求権が消えているということになってしまうので、もう1回時効をリセットするために提訴する、これが再提訴というものです。その際に弁護士を頼むと、弁護士がボランティアでやればいいと言われてしまえばあれですけども、その弁護士費用もかかってしまうし、裁判、裁判所に納める印紙代等もかかってしまうので、その分の支援が必要ではないかというご指摘をいただいたものです。
【尾崎委員】	これ司法支援センターもやっているの、連携でいいですよ。
【山口会長】	この支援弁護士制度、今できるところなので、何とも言えない。単純に今使うものになると立替になるので分割払いで返す。だから支出が出ます。もう1回時効をリセットするだけの裁判でも支出が出ます。 委員の皆様には、お話しておきたいのですが、予算を伴うものに関しては、計画には現段階では書きづらいだろうと思います。ただ、我々の審議会の答申としては、それは必須のものなんだということで答申していくことを考えているんですけども、ご異論等ございませんでしょうか。  【異論なし】  次回もありますけども、その方向で考えていきたいと思います。他には46ページまでの部分でお話していますが。
【事務局】	あと46ページのナンバー1ですね。事業主等の理解の増進に、ちょっとこうイとウがそぐわない、ちょっと項目の変更をさせていただきます。
【山口会長】	あとは。  【意見なし】  はい。次に進めさせていただきます。46ページ以降ですね。施策の柱IV県民の理解の増進と配慮に進んでいきます。54ページまで、最後ですね。



	ご意見ありますでしょうか。
【山口会長】	すみません。最初に私から言わせていただきます。52 ページの3、ア、相談員等が暴力事案による被害者の立場を十分に理解してとあるんですが、これ暴力事案に限る意味がちょっと分からなかったんですけども。配暴センターも入ってくるんですよね。もしかしたら誤記に近いんですか。そんなことはないですか。
【事務局】	そうですね。前の指針で使ってる文言を、そのまま持ってきてピタッとはまっていない状態だと思いますので、ここは文言整理になるのかなと思います。
【山口会長】	多分、性暴力だけを想定していたようなイメージ。
【事務局】	これは再掲なので、前段にあります。
【尾崎委員】	23 ページ。でも全然違う書き方になっている。
【山口会長】	そういうと、23 ページも暴力事案なんですね。
【事務局】	暴力事案という言葉は修正すべきなのか、その頭に補足してこういうケースにおいてという言葉は足すべきなのか、どちらもあるような気がしますので。この書き方だと唐突に暴力という言葉が出てきて分かりにくいところがありますので、こういうケースにおいて相談員等が暴力事案による被害者の立場という書き方になれば通るような気がしますので、ちょっとここは言葉の足し引きを考えたいと思います。
【山口会長】	ありがとうございます。他には。
【中谷委員】	二次被害の防止にかかる部分で、教育委員会を入れてないのは何かあるのでしょうか。 研修等もあるんですけども、主に教員が対象。学校には事務員とかそういう方々もいて。保護者とかはそういう事務の方ともやり取りすると思うんですけど、学校全体としてそういう被害を受けた方々の対応を理解していただくことが必要かなと思ったんです。
【山口会長】	少なくとも 51 ページの現状と課題においては、学校も含めて、事業所、学校、町内会等の様々なコミュニティにおける配慮に欠ける言動によってとありますので、学校となるとどうしても必要なのかなと思います。 教育委員会を入れ込む形でご検討はいただけそうですか。
【事務局】	はい。分かりました。 研修等が再掲となるかもしれませんが、何かは検討します。
【山口会長】	他には。全体を通じてでも結構ですけども、委員の皆様から何かないでしょうか。
【中谷委員】	ちょっと戻って、安全の確保のところなんですけども、33 ページから 36 ページのところなんですけども、例えば学校で同じクラスに被害者、加害者がいる場合がある。性加害であったり、被害者であったり。その場合、

	<p>被害者がまたさらに受けないようにするためにクラスを変えるとか、加害者をちょっと移動させるとか、かなり難しいとは思いますが。ただそういう配慮なり被害児童生徒にとっては怖い状況が起きることもあると思うんです。あるいは矯正施設の方に行って、そこからまた復帰してくるという時もクラスをどうするかは考えなければならぬので。そういったことがどこに当てはまるのかなと見ていて、あまり当てはまるところがなかったので、項目がもしなかったら入れていただけたら。ありがたいと思います。</p>
【事務局】	<p>今のご意見を踏まえて、教育委員会と検討させていただきます。</p>
【山口会長】	<p>おそらくほぼ形式的なことですが、今ご指摘の33ページの4番で、これまたタイトルは児童虐待の防止ですけれども、最初に配暴センターが出てきますので、そのあたりタイトルとの整合性ご確認いただければと思います。</p> <p>他にありませんか。全体を通じて。</p> <p>【意見なし】</p> <p>はい。すみません。完全に時間をオーバーして申し訳ありません。今日の議事は以上です。進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>会長、長時間にわたり対応ありがとうございました。</p> <p>進行を事務局の方に戻させていただきます。議事は終了ということで、今後のスケジュールについて時間がないところですが説明させていただきます。</p> <p>この後、第3回目の審議会を11月25日月曜日に予定しております。また皆様には御対応方よろしくお願いいたします。</p> <p>本日委員の皆様からいただいた意見をもとに、素案の修正調整を行います。その素案につきましては、皆様に事前にお示しして、事前にご意見をいただけるようにしたいと思っております。</p> <p>第3回審議会の後ですけれども、さらに修正した素案について意見をお伺いした上で、答申案についての取りまとめを行う必要があります。できるだけ早く答申案を整理していただきご意見をいただくということとなります。</p> <p>答申をいただいた後は、市町村への意見照会ですとか、パブリックコメントなどを経まして、最終案を策定していくということとなります。</p> <p>スケジュールについては以上となりますけれども、議題以外の部分で皆様から何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>よろしければ、以上で本日の審議会は全て終了となります。委員の皆様</p>

	お疲れ様でした。
--	----------